

新潟市公民館使用料免除基準

(趣旨)

第1条 新潟市公民館使用料(以下「使用料」という。)の免除の取扱いについては、新潟市公民館条例(昭和34年新潟市条例第44号。以下「条例」という。)及び新潟市公民館使用料徴収規則(平成17年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 規則第3条第3項に規定する表中、公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体が利用する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域自治振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①自治協議会 ②コミュニティ協議会 ③自治会・連合自治会 ④老人クラブ ⑤消防団
⑥防犯協会 ⑦交通安全協会 ⑧伝統芸能継承団体 ⑨①～⑧までに定めるもののほか、①～⑧までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(2) 教育振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①PTA ②幼稚園・保育園の保護者会 ③学校教育関係団体(校長会など) ④青少年育成協議会
⑤子ども会 ⑥スポーツ少年団 ⑦ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体 ⑧婦人会
⑨地区スポーツ振興会 ⑩地区体育協会 ⑪文化協会 ⑫公民館利用団体連絡協議会
⑬①～⑫までに定めるもののほか、①～⑫までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(3) 社会福祉振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①社会福祉協議会 ②民生・児童委員協議会 ③保護司会 ④人権擁護委員協議会 ⑤子育て支援団体
⑥障がい者支援団体 ⑦障がい者団体 ⑧高齢者支援団体 ⑨ボーイスカウト・ガールスカウト
⑩ボランティア団体 ⑪①～⑩までに定めるもののほか、①～⑩までに準ずる団体であると市長が認めるもの

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年10月1日から施行する。